

新潟市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 2 号

新潟市手数料条例の一部を改正する条例

新潟市手数料条例（平成 1 2 年新潟市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（1）の表 7 の項から 1 2 の項までを次のように改める。

7	戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1 通につき 4 5 0 円
8	戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき 3 5 0 円
9	戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定め	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 4 0 0 円

るものに限る。以下この項及び12の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

- |    |  |                |
|----|--|----------------|
| 10 | 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料 | 1通につき 750円     |
| 11 | 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に   | 証明事項1件につき 450円 |

	記載した事項に関する証明書の交付手数料	
12	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

別表のうち（1）の表中15の項を17の項とし、14の項を16の項とし、13の項を15の項とし、12の項の次に次の2項を加える。

13	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明	1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理につ
----	--	--

1 4	<p>書の交付手数料、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p> <p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長の受理した書類の閲覧手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>いて、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p> <p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>
-----	---	---

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。